4　試験の方法

⑴　試験は、筆記の方法により行う。

なお、身体に障害のある者については、その申請により点字、拡大文字、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

⑵　出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は163問、総試験時間数は275分とする。

⑶　出題基準を別途定め、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。

5　受験資格　次のいずれかに該当する者

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）、大学院若しくは専修学校の専門課程（修業年限４年以上のものに限る。以下「４年制専修学校」という。）において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業し、若しくは修了した者（平成25年３月31日までに卒業し、又は修了する見込みの者を含む。）又は大学において指定科目を修めて、同法第102条第２項の規定により大学院へ入学を認められた者

なお、指定科目は次のとおり（精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第３号。以下「科目省令」という。）第１条に掲げる科目）であること。

ただし、法第７条第４号に規定する指定施設（以下「推定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から⑱までに掲げる科目とする。

①　人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち１科目
②　現代社会と福祉
③　地域福祉の理論と方法
④　社会保障
⑤　低所得者に対する支援と生活保護制度
⑥　福祉行財政と福祉計画
⑦　保健医療サービス
⑧　権利擁護と成年後見制度
⑨　障害者に対する支援と障害者自立支援制度
⑩　精神疾患とその治療
⑪　精神保健の課題と支援
⑫　精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）
⑬　精神保健福祉相談援助の基盤（専門）
⑭　精神保健福祉の理論と相談援助の展開
⑮　精神保健福祉に関する制度とサービス
⑯　精神障害者の生活支援システム
⑰　精神保健福祉援助演習（基礎）
⑱　精神保健福祉援助演習（専門）
⑲　精神保健福祉援助実習指導
⑳　精神保健福祉援助実習

⑵　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）、専修学校の専門課程（修業年限３年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限３年以上のものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う学科若しくは課程を卒業した者を除く。）であって、精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第２条に規定する施設（以下「指定施設」という。）において１年以上相談援助の業務に従事したもの（平成25年３月31日までに１年以上従事する見込みの者を含む。）

⑶　学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限２年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限２年以上のものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事したもの（平成25年３月31日までに２年以上従事する見込みの者を含む。）

⑷　学校教育法に基づく大学、大学院若しくは４年制専修学校において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業し、若しくは修了した者又は大学において基礎科目を修めて、同法102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であって、法第７条第２号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等（以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。）において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成25年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

なお、基礎科目は次のとおり（科目省令第２条に掲げる科目）であること。

①　人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち１科目
②　現代社会と福祉
③　地域福祉の理論と方法
④　社会保障
⑤　低所得者に対する支援と生活保護制度
⑥　福祉行財政と福祉計画
⑦　保健医療サービス
⑧　権利擁護と成年後見制度
⑨　障害者に対する支援と障害者自立支援制度
⑩　精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）
⑪　精神保健福祉援助演習（基礎）

⑸　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）、専修学校の専門課程（修業年限３年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限３年以上のものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う学科若しくは課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成25年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑹　学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限２年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限２年以上のものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成25年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑺　社会福祉士であって、精神保健福祉士短期養成施設等において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成25年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑻　学校教育法に基づく大学を卒業した者又は施行規則第１条第３項で規定する者であって、法第７条第３号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等（以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。）において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成25年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑼　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第１条第６項に規定する者であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成25年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑽　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は施行規則第１条第９項に規定する者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成25年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑾　指定施設において４年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成25年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）